

「特定商取引に関する法律」に基づく交付書面

※ 本書面を熟読し、内容を理解・ご確認下さい。

1. 商品の種類

FX や BO の取引の方法についてのオンラインサロン

2. 商品の数量

個別コンサル 3 回、 zoom 勉強会 7 回、大都市での勉強会実施年 8 回、会員様限定テキスト
相場の概況毎日配信

3. 商品の対価

390,000 円(税込み)

4. 商品の対価の支払い時期、方法

別途ご案内する銀行口座への振込または、クレジットカードにてお支払い下さい。
振込手数料は、お客さまの負担でお願いします。

5. 商品の引渡時期

契約書を締結し、お支払い確認後から個別コンサル、YouTube 動画の受講と zoom 勉強会に
参加できるようになります。

6. 契約の申込の撤回(契約の解除)に関する事項

①クーリングオフ

当社の本・支店及び営業所以外で本取引の契約をされた場合、本書面を受領した日から起算して
8 日間以内であれば、書面による契約の解除(クーリングオフ)をすることができ、その効力は
書面を発送した時点から生じます。

②クーリングオフの妨害

上記クーリングオフの行使を妨げるために当社が不実のことを告げたことによりお客様が誤認し、
又は威迫したことにより困惑してクーリング オフを行わなかった場合には、当社から、クーリングオフ妨害の
解消のための書面が交付され、その内容について説明を受けた日から8日を経過するまではいつでも書
面又は電磁的記録によりクーリングオフすることができます。

③クーリングオフをした場合

当社はお客さまに対して一切の損害賠償または違約金・使用利益・引取費用の請求を致しませ
ん。

④すでに役務の提供をうけていて役務の対価を支払われている場合

このような場合でも当社は速やかにその全額を返還いたします。

⑤クーリングオフがあった場合、役務提供により、お客様の土地や建物その他の工作物の現状が変更

された場合は、当社に対し原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求できます。

以下にクーリングオフ書面のサンプルを記載致します。

右はクーリングオフ書面のサンプルを記載致しますが、

お客様は、メール等の電磁的方法によりクーリングオフも可能です。

裏
契約解除通知書
契約年月日
商品名
契約金額
製造会社名
担当者
上記日付の契約は解除します。 支払い済みの費用は至急返金し て下さい。
日付

表
郵便はがき
切手
〒〇〇
東京都〇〇
合同会社〇〇 行

7. 事業者の名称、住所、電話番号

〒104-0061

東京都中央区銀座 1-22-11 銀座大竹ビジネス2F

合同会社ネクスト

代表社員 関 千明

電話 03-4362-5336

8. 契約締結の担当者

代表社員 関 千明

9. 契約の締結の年月日

令和 年 月 日

10. 商品の名称及び役務提供者

名 称 投資とリスクを学ぶ金融教育セミナー

役務提供者 合同会社ネクスト

11. 引き渡された商品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合の販売業者の責任についての定めがあるときは、その内容

商品の提供において契約内容に適合しない不具合が生じた場合は、当社は遅滞なく当該不具合を無償にて修繕するものとします。

12. 契約の解除に関する定めがあるときには、その内容

当社及びお客様は、相手方が本契約に違反したとき又はその1つにでも該当したときは、何らの催告を要せず書面による通知をもって契約を解除することができます。

- (1) 差押え、仮差押え、仮処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受け、または破産もしくは競売を申し立てられ、または自ら、破産申立てをしたとき、または第三者からこれらの申立てがなされたとき
- (2) 資本減少、営業の廃止もしくは変更、または解散の決議をしたとき
- (3) 公租公課の滞納処分を受けたとき
- (4) その他相手方に前各号に準ずる信用の悪化と認められる事実が発生したとき

13. そのほか特約があるときには、その内容

この書面を受領した日 令和 年 月 日

氏 名 _____ 印

※ この書面を受領した日付はお客様ご自身でご記入ください。